

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

○平成31年3月に策定した第4次地域福祉計画は令和5年度で計画期間が満了する。
○人口構造、社会環境の変化に伴い、新たな地域福祉課題が生じてきている。

1-2 計画の位置づけと期間

（計画の根拠法）社会福祉法

ー平成30年4月改正ー

・第4条で、**地域共生社会の実現**に向けて、「地域福祉の推進」に努めることを規定。
・第107条で、計画策定の努力義務を規定。福祉分野の「総合的な計画」として位置づけ。

☞ポイント「**地域共生社会**」とは、
・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の**多様な主体**が（『我が事』として）**参画**し、人と人、人と資源が**世代や分野を超えて**（『丸ごと』）**つながる**ことで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

※厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

ー令和3年4月改正ー

・地域共生社会実現のため、市町村は重層的支援体制整備事業をはじめとした施策を実施し、**包括的な支援体制の整備**に努めることを規定。

☞ポイント「**重層的支援体制整備事業**」

・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制の整備のため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。**※詳細は本紙p3の図1を参照**

（計画の期間）

2024(R6)～2028(R10)年度の5年間

1-3 計画の策定体制

○住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させる。

・策定協議会／庁内幹事会・分科会／地域会議・町内福祉委員会／子ども・若者関係団体WS／パブリックコメント

1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

※本紙p3の図2、3参照

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の概況

○これまで本市の総人口は増加を続けてきたが、令和4年から減少傾向にある。増加しているのは高齢者人口で、年少人口は減少傾向、生産年齢人口は概ね横ばいとなっている。
○令和3年の出生数は、平成29年の1,878人から1,456人に減少している。
○令和5年の年少人口は、26,422人で人口比14.0%となっており、平成30年と比較すると2,429人の減少となっている。
○一方、高齢化率は平成30年の20.4%から令和5年には21.8%まで上昇しており、今後高齢化率はさらに上昇することが予想される。
○高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は増加傾向にある。
○療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。

	平成30年 (2018.4.1)	令和5年 (2023.4.1)		平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
総人口	188,693人	188,645人	要介護・要支援認定者数	5,606人	6,010人 (R03年度末)
0～14歳 (年少人口)	28,851人 (15.3%)	26,422人 (14.0%)	身体障害者手帳所持者	5,038人	4,931人 (R05年4月)
15～64歳 (生産年齢人口)	121,349人 (64.3%)	121,168人 (64.2%)	療育手帳所持者	1,305人	1,596人 (R05年4月)
65歳以上 (高齢者人口)	38,493人 (20.4%)	41,055人 (21.8%)	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,254人	1,778人 (R05年4月)
出生数	1,878人 (H29年)	1,456人 (R03年)	手帳所持者数計	7,597人	8,305人 (R05年4月)

2-2 本市の地域福祉の取組状況と特徴

(1) 全ての中学校区で地区社協を設置し、町内会（第1次福祉圏域）を基本単位として小地域福祉活動を展開

○市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の地域福祉活動を推進している。
○市内全町内会に町内福祉委員会が設置され、小地域福祉活動を展開している。（一部連合設置があるため、全部で76町内福祉委員会）
○町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能している。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

○各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいる。町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年進行管理を実施。（町内福祉委員会の活動事例）

- ① 見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、福祉マップの作成、個別訪問等によるニーズ調査、住民支え合いマップの作成など）
※平成23年度「地域見守り活動モデル事業」に着手。以降、市内全域に展開中。
- ② 見守りが必要な人への個別支援（買い物支援〔デイサービス事業者等と協働した買い物移送〕、ゴミ出し支援、認知症高齢者の見守り支援など）
- ③ 高齢者等の居場所づくり活動（ふれあい交流会、サロン活動など）
- ④ まちの安心と安全を守る取り組み（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ⑤ 福祉学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑥ 広報・啓発活動（広報紙、講演会など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

○平成27年度から生活支援コーディネーター業務を市から市社協に委託し、職員を配置。多様な社会資源の発掘、並びに生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っている。
○これらの取り組みの成果として、町内福祉委員会を中核としつつも、事業者やNPO法人等との協働による地域福祉活動が展開されるようになっている。

（生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例）

- ①生活支援ネットワーク会議
・地区社協の区域で毎年2回以上会議を開催。高齢者の生活支援を行う地域住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっている。
・こうした取組の成果として、サロン活動の数は80箇所（平成27年度）から新型コロナウイルス感染症が発生する前には195箇所まで増加し、令和4年度末には207箇所まで増加している。また、毎月開催型のサロンが一般化。中には、毎週開催型や毎日開催型（カフェ形式）のサロン活動も生まれている。さらに、町内健康体操教室も市内59箇所で開催。
- ②あんじょうコミュニティEXPO
・企業・地域・専門職が連携して住みよい地域の実現を目指すため、生活支援活動や介護予防事業など互いの取り組みについて情報共有する機会として「あんじょうコミュニティEXPO」として年2回開催している。
- ③高齢者見守り事業者ネットワーク
・地域において生活支援や見守り活動を行う民間事業者等と市が協定（令和5年6月末時点で48企業・団体）を締結。
- ④地域リハビリテーション活動支援事業
・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動の場等（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行う。
- ⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行
・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信している。

地域共生社会の実現に向けた先駆的取り組みを展開

- 市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開している。
- 一部の町内福祉委員会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援の実践や、町内福祉委員会で高齢者の買い物移送サービスの実施など、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられる。

第2章 本市における地域福祉の現状と課題（つづき）

2-3 アンケート結果からみた地域福祉の概況と主な課題

～市民アンケート調査・事業所アンケート調査 結果概要より～

（市民アンケート調査）

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

○福祉に関する知りたい情報があっても、情報を得ていない人が多い。必要とする人に情報が届くように提供方法・手段等の改善が必要である（困った時の相談先の周知徹底など）。

(2) コロナ禍で停滞した活動の再始動・活性化

○地域行事や地域の福祉活動はやや停滞傾向がみられる。コロナ禍の影響が大きいと考えられる。停滞した活動の再始動・活性化が必要である。

(3) 近所付き合いの希薄化への対応

○あいさつ程度の軽い近所関係を望む者が増える傾向にある。こうした地域での付き合い（近所付き合い）の希薄化への対応が必要である。

(4) 複合化した地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の深化

○老老介護・認知介護やひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な地域生活課題を抱えている人を見聞きした市民は少なくとも身近な問題になりつつある。

○地域だけではすべての支援ニーズに応えていくことができないこともあることから、専門機関につなぐことや多様な社会資源との連携を深めていくことが必要である。

(5) 「支援してほしいこと」と「自分ができること」における隔たり解消のための支援

○『自分が困ったときに支援してほしい割合』が、『ご近所に頼まれて自分ができることの割合』よりも高いケース（災害時等の緊急時の支援、関係機関の紹介など）への支援が必要である。

(6) 地域福祉活動に関わる人材の確保（潜在層の掘り起こし）

○今後地域福祉活動に「関わってみたい」と考える人は相当数存在している。こうした潜在層を顕在化し、活動につなげていくことが必要である。

（事業所アンケート調査）

関係機関と連携して地域生活課題の解決につなげる仕組みの整備・充実

○介護保険事業所の利用者は、健康、介護、買い物や通院、生活費、家族のこと、障害福祉サービス等事業所利用者は、加えて子育て・教育、仕事のことなど、様々な不安を抱えている。

○多くの福祉サービス事業所では、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、“担当分野以外の困りごと”（＝複合的な地域生活課題）を抱えている人を見聞きしている実態がある（“担当分野以外の困りごと”を抱える利用者を見聞きしたことがある事業者が63.6%を占める）。

○こうした“担当分野以外の困りごと”を把握したとき、多くの事業所では「他の機関につなぐ」といった対応を行っているという回答しているものの、引き続き、連携協働をさらに強化していく必要がある。

○多様化・複合化する“地域生活課題”を把握した際に、関係機関と連携して解決につなげる仕組みを整備・充実していく必要がある（多機関協働が必要）。

2-4 地域福祉を取り巻く社会動向からみた課題

(1) 間近に迫る2025年問題とその先の2040年問題を見据えた『地域共生社会』の実現

○本市でも高齢化が着実に進行しており、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯が増加し、「老老介護」「認知介護」「孤立死」などの社会問題が顕在化しつつある。また、買い物等の移動手段がなく、日常生活に支障がある人・世帯も増えてきており、これらの課題解決が必要。

○団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題とその先にある2040年問題（団塊ジュニア世代が65歳以上になり、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面）を見据え、「地域共生社会」の実現が課題。

○また、認知症高齢者、知的障害、精神障害などの障害のある人など判断能力が不十分な人が増加傾向にある中、こうした方々の権利を守る成年後見制度の周知などの利用促進を図る必要性が高まっている。

○一方、わが国では刑法犯認知件数や初犯者は大幅に減少しているにもかかわらず再犯者は微減にとどまっている。社会的孤立や経済困窮などが原因となっており、犯罪や非行をした人の「立ち直り」を社会全体で支えることが求められている。

(2) 地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の整備

○8050問題やニート・ひきこもり、子どもの貧困問題やヤングケアラーなどが本市でも顕在化しつつある。

○こうした複合的な地域生活課題を抱えている、制度の狭間におかれている人・家族への確に対応するための包括的な支援体制の構築、ひいては地域共生社会を実現していくための手段として、重層的支援体制の整備と世代や分野を超えた視野からの支え合いの取組が必要。

○また、個人支援から家族支援にも目を向けた小地域福祉活動と多機関の連携・協働が求められる。高齢者のみならず、子ども、障害のある人、生活困窮者などの視点を踏まえた、属性や世代を問わない支援が必要。

(3) 都市化による地域コミュニティの変容に伴う諸課題への対応

○都市化の進行等に伴って、町内会加入率の低下に象徴されるように、地域コミュニティと関係を持たない市民が増えている。また、外国籍の人が多くを占める地区もみられるなど、地域社会の多様化・地域コミュニティの変容が進む地域もみられる。

○子育ての孤立化や不登校、言葉の壁などからくる生活困窮問題、児童虐待や高齢者等の孤立死などの問題発生が懸念され、その対応（多世代の交流や、多様な活躍の場を確保するなど）が求められる。

(4) 障害のある人が住み慣れた地域で暮らすための社会基盤づくり

○障害者差別解消法が施行されて久しいが、障害のある人に対する地域住民の理解は十分とはいえない。

○障害のある人に対する地域の理解促進や障害のある人を身近な地域で見守り・支え合う取組が今まで以上に求められている。

(5) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくり

○南海トラフ地震発生が懸念されている。避難行動要支援者支援制度の体制を充実させるなど、平時からの備えとしての地域見守り活動や防災活動が重要になっている。

○高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれる。

(6) コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動

○コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動が課題。

○また、住民支え合いマップ作成や自主防災組織活性化事業など、かつてモデル的に実施してきた事業における意義を再考し、再展開していく必要もある。

第3章 計画の基本理念と基本目標

3-1 基本理念

○基本理念は、第1次～第4次計画の基本理念を踏襲。
○本市の目指すべき福祉のまちづくりの方向として普遍的なあり方を示している。

大きく広がれ福祉の輪
みんなで支える地域の輪

3-2 推進テーマ

○第3次計画の推進テーマの“お互いさまの地域づくり”を継承・発展して、第4次計画の推進テーマで掲げた

“つながる” “つなげる”
お互いさまで支え合う地域づくり

を踏襲する。

○以下に示す事項を市や社協の行動理念として整理する。

* 地域に出て、受け止め一緒に考え寄り添う（アウトリーチ）『誰一人とり残さない“断らない相談”』を！

* 『重層的支援体制の着実な整備』を！

* 多機関協働と地域住民（町内福祉委員会等）との連携・協働によって、『重層的支援体制の機能化（実質化）』へ！

* 「個人支援」の視点に「家族支援」の視点を加えて、『属性や世代を問わないつながり』を！

3-3 施策の体系 ※施策の体系、重点項目、基本目標

3-4 重点項目 については、4次計画の検証作業

3-5 基本目標 などをもとに見直し作業を行う。

第4章 地域福祉施策の推進

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

第6章 成年後見制度利用促進計画

第7章 再犯防止推進計画計画

第8章 計画の推進に向けて

図1：安城市における重層的支援体制整備事業のイメージ（案）

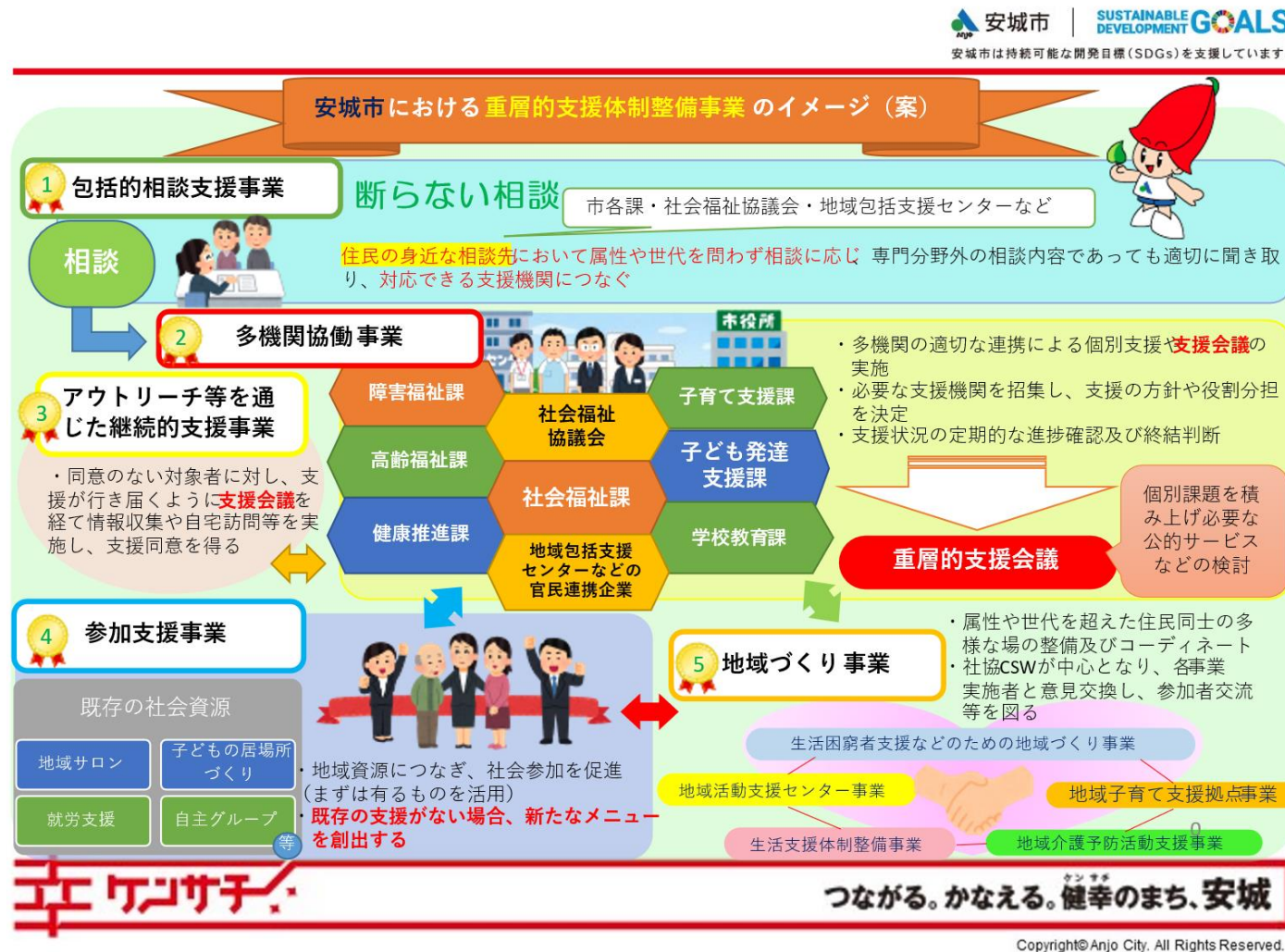


図2：重層的な福祉圏域の概念図

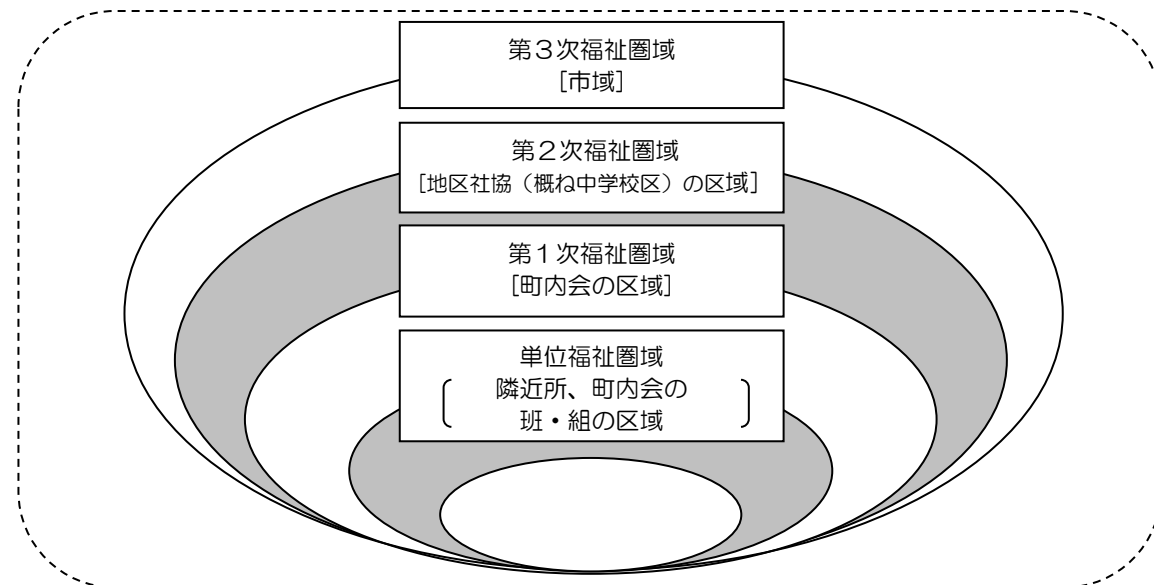
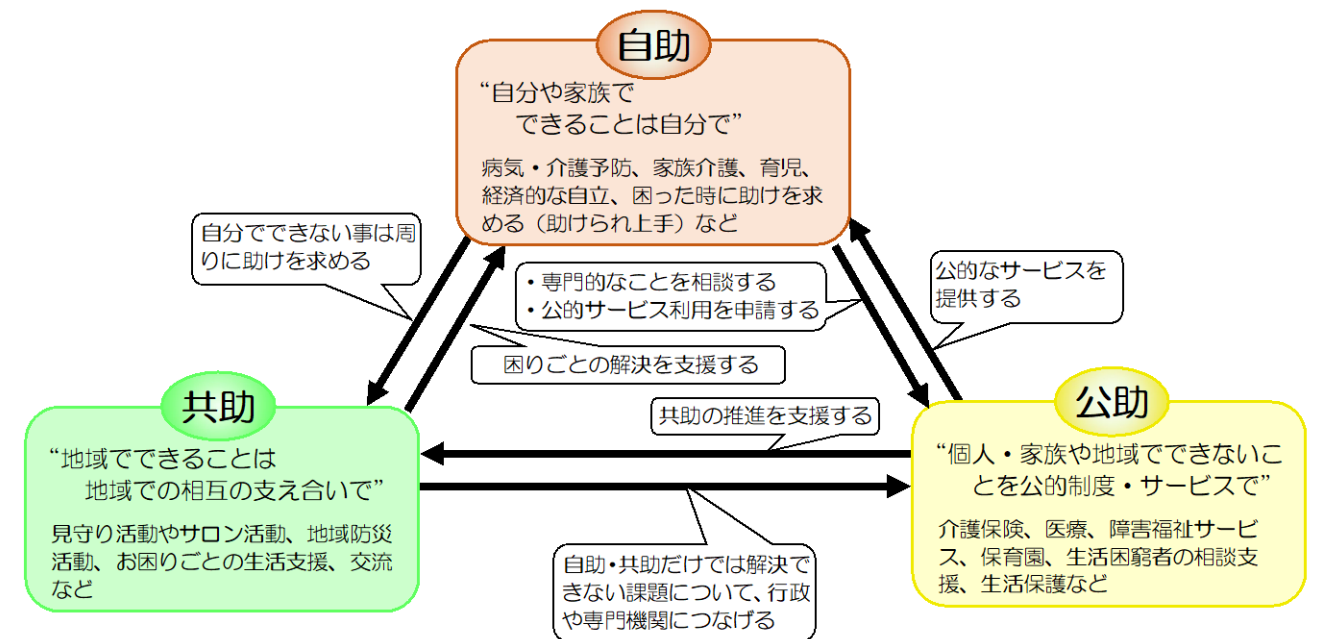


図3：自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは「互助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。」としています。